

一般職の職員の初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 4 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 3 号

一般職の職員の初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則

一般職の職員の初任給調整手当支給規則（平成 1 4 年函館市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	309,200円	を	「	310,000円	に改める。
		305,900円			306,700円	
		302,600円			303,400円	
		299,300円			300,100円	
		296,000円			296,800円	
		292,700円			293,500円	
		279,700円			281,500円	
		265,700円			268,000円	
		252,200円			254,500円	
		238,300円			241,000円	
		224,600円			227,500円	
		207,000円			210,500円	
		189,900円			193,500円	
		172,600円			176,500円	
		155,000円			159,500円	
		137,000円			142,000円	
		118,700円			124,500円	
		100,800円			107,000円	
		76,200円			87,000円	
		51,900円			67,000円	
		32,700円			47,800円	
		」			」	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。